

平成 30 年度（2018 年度）第 2 回宝塚市人権審議会 会議録

- 1 開催日時 平成 30 年（2018 年）12 月 27 日（木） 14 時から 16 時まで
- 2 開催場所 市役所 3 階 特別会議室
- 3 出席者 委 員 21 名中 18 名出席
事 務 局 8 名出席
- 4 協議事項
 - (1) モニタリング事業の概要について
 - (2) モニタリング事業検討部会について
 - (3) モニタリング事業に係る削除要請基準について
 - (4) その他
- 5 内 容

事務局	<p>それでは定刻となりましたので、ただ今から平成 30 年度 (2018 年度) 第 2 回宝塚市人権審議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、人権平和室長の塩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、審議に移りたいと思いますが、はじめに、本日の会議の成立についてでございますが、本日の委員出席者数は 18 名で、定数 21 名でございますので過半数を超えており、宝塚市人権審議会規則第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>これからの議事進行につきましては、審議会規則第 5 条第 2 項の規定によりまして、会長にお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>傍聴希望者はありますか。</p>
事務局	<p>本日の傍聴希望者はありません。</p>
会長	<p>それでは早速ですが、レジュメに従いまして議事に入ります。モニタリングの説明が中心となります。はじめに、「モニタリング事業の概要」について、事務局の方から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>説明</p>
会長	<p>「モニタリング事業の概要」は、中身の文章ではないので、文言の訂正等はしません。「宝塚市インターネット環境における差別表現に係るモニタリング事業実施要綱 (案)」が一番大事だと思いますので、こちらを検討すべきと思います。事業検討部会、削除要請基準については後の議題にありますので、実施要綱について、まずご質問ください。</p>
委員	<p>第 2 条についてです。部落差別、ヘイトスピーチに関するとなっています。ヘイトスピーチをする方の行動を見ていますと、始めの頃は、部落差別に関してほとんどなく露骨な表現を、スピーカーを使って怒鳴りたてていました。ここにヘイトスピーチの具体的な例として挙がっていますが、「この〇〇人は殺せ」の〇〇の部分、例えば「部落民」となったら、</p>

明らかにヘイトスピーチですよ。そう考えると、ヘイトスピーチと部落差別が横並びなのはどうか。部落差別、民族差別のように書いたら、どちらにしてもそれがヘイトスピーチにあたる時に、モニタリングをするというのが本来のやり方ではないか思います。

委員 兵庫県の方をみますと、在留外国人と部落差別の2つにわたっていますが、宝塚市が在留外国人ではなくて、部落差別だけになさった理由を知りたいです。

委員 検討部会を作り、検討するとあります。それも大事だと思いますが、このような差別を受けて、宝塚市として行政にどのように活かしていくかの視点が重要と思います。これが差別であるかという判断で終わらずに、例えば、学校教育にはどう生かしていくか等、意見を議論する場が必要ではないかでしょうか。

事務局 最初のご質問の部落差別と民族差別についてですが、私共はヘイトスピーチが民族差別というイメージを持っていましたので、分かりやすく部落差別、民族差別によるヘイトスピーチに変更させていただきます。

会長 ヘイトスピーチを民族差別に変更するという事でよろしいでしょうか。

事務局 はい。元々考えておりましたのは、部落差別と外国人のヘイトスピーチに対するモニタリングでした。このままだと部落差別に関してのみのヘイトスピーチと捉える表現になっていますので、分かりやすく変更いたします。

会長 この変更に対するご意見がありましたら、後ほど伺います。回答の続きを事務局からお願いします。

事務局 次にご質問のあった県と宝塚市のテーマについてですが、先ほどの回答のとおり、宝塚市も民族差別をヘイトスピーチと捉えていますので、県と同じです。

最後の検討部会については、後ほどの議題の時でもよろしいでしょうか。

会長 では、後に置いておきます。ヘイトスピーチが民族差別に変更すること

に対してご意見ありますでしょうか。

委員 民族差別でも、在留外国人でも、それに係るヘイトスピーチとなるならいいと思います。

事務局 主に今回は、インターネットに関するモニタリングとなりますので、ヘイトスピーチに対するモニタリングではないので、その中身が部落差別、在留外国人に係るヘイトスピーチに対してモニタリングをしていくこととなります。

委員 元々ヘイトスピーチとヘイトクライムは、対になって出てきた言葉です。例えば、アメリカのFBIの連邦警察が言っていたのは、性別、人種、出身、障害など、そういうことをもとに不当な何かを言う、不当な暴力や殺人等の行為等、全体がヘイトスピーチ、ヘイトクライムに当たります。例えば、最近女性の性暴力のことなどについて、それを訴えた女性をバッシングするということがあります。これは完全に女性に対するヘイトです。そこを除外するというのは、おかしいと思う。国の法案や他の自治体の取組も加味するのは分かりますが、宝塚市は今までも人権のことにに関して一步先のことをしようという姿勢があったので、定義をもっと広くした方がいいと思います。

委員 今のご意見に絡んでですが、モニタリングするのは、部落差別と在留外国人の差別に限定されるのでしょうか。ヘイトスピーチには、いろいろなものがあり、とても広いです。モニタリングされるのが大変だからこうなったのか。どうしても抜けてくるのが出てくるのではないかと。

事務局 他市の状況ですと、三田市は部落差別のみです。他の阪神7市でいいますと、在留外国人の差別と部落差別がほとんどです。私共も実施要綱のとおり、人権課題は多岐にわたるというのは十分承知しています。ですが、まずは部落差別と在留外国人のヘイトに関するインターネット上の書き込みに対してモニタリングを実施したいと思い、今回はこの2つにテーマを絞っています。

委員 今の回答は到底承服できません。率直に言って、他市が遅れているわけで、他市に合わせる必要はないですし、宝塚市が先んじてやっていくのがいいと思います。性的マイノリティについても一本立ちしていますし、そ

れに関連するヘイトが規制の対象にならないというのは、市の施策としてトンチンカンなことになる。後でこれをひっくり返すのはすごい労力があるので、包括的に行うのであれば今決めるべきです。

会長 この実施要綱（案）の中身は、市で決定されるのですか。この審議会は意見を出すのみで、決めるわけではないのですね。人権に関することすべてについてモニタリングするのは、難しいと思っているのですね。

事務局 実際の手順としましては、言葉で検索をかけていきます。地名など、様々な書き込みが多々出てきます。まずは、それについて手を付けたいという実情です。また、部落差別解消法やヘイトスピーチ解消法が出来た中で、国や県が進める方針に沿って始めていきたいと思っておりました。

委員 インターネットにキーワードを入れてそれにヒットするかどうかですよね。文章を全部読むわけではないですよ。例えばこれを活用したら、小学校のいじめなども、生徒同士がやっているのを見つけれられるので、対策になると思います。出だしがこうだとしても、それに限定せず、今後対象を広げては。

委員 せめて市が作った「第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針行動計画」に挙がっているものは、全項目検索欠けるとか。あれも全てではないですが。検索なんて大した仕事ではないじゃないですか。

委員 計画を作る際の議論から、この2つが出されているのかと思います。私達にも責任があるなと思いながら聞いていました。理想論は、国立市のような全ての差別を禁止するような条例をきちんと作るのが、零れ落ちのないシステムだと思います。

事務局 12月から実際に、部落差別と在留外国人についてモニタリングをしているのですが、始めたばかりということもあり、かなりの件数が上がっています。ある程度行っていくうちに数も落ち着くと思うので、その時にまた次を考えるというのはいかがでしょうか。

委員 人権侵害が起こっている時に、市の取組をする人とならない人、その線引きをこの場で容認することになりますよね。守られる人がいて、守ってもらえない人がいる。そういう市のやり方を私たちは認めることは出来ませ

ん。まずこれをやりたいと言いますが、これに入れなかった人たちの気持ちは？となりませんか。残念ながら全部は出来ないけれど、2つに限定というのはどうでしょうか。

委員 作業の全容が見えないのですが、幅広くした場合と絞った場合と作業がどれほど違うのですか。

事務局 各職場（人権男女共同参画課、3人権文化センター）で、月8時間ずつ行っています。その時間自体も他市と比べて多い時間数です。兵庫県の場合ですと、モニタリングしている対象期間に書き込まれたもののみで限定しております。今宝塚市が行っているのは、過去に書き込みをされた分も含めて対象にしております。部落差別と在留外国人のヘイトスピーチだけでも、12月に行ったモニタリングで各職場合わせての40件ほどの書き込みが上がっています。文言のみでヒットするものはもっと多いですが、前後にどういったやり取りがあってその文言が出てきたのか分からないので、それも含めて確認し、差別書き込みかどうかという判断をします。したがって、上がっている件数の倍以上の書き込まれた内容をチェックしています。結果、32時間の中では、100件以上の内容をチェックしている形になります。ただ、LGBT など他の差別に関するキーワードで検索しておりませんので、どれくらいの数が出てくるか分かりません。

委員 私は、逆にそんなに数が少ないのだと思いました。

事務局 色んな文言を入れてヒットしている部分を読んでチェックするのに時間がかかっておりますので、全部は見きれないと思います。

委員 質問です。リアルタイムで職員が1日8時間画面をずっと見ているわけではないですよね。最終的にはここに書いているように、差別的表現をどう対応するか検討委員会で協議し、その場ですぐ削除するわけではないのですよね。1日のどこか1時間とか、2日に1回とか、週に1回とか行い、ピックアップし、それをいつか職員が整理されるのですよね。どれくらいの間隔で行っているのですか。

事務局 月に8時間になりますので、1日2時間に分けたりするところもあれば、他の仕事の合間で空いている時間で行うなど各職場によって様々です。

会長 現状は、月8時間を4か所で行っているということです。検索するときに、各職場で同じ文言を検索していたら、同じものが出てきますよね。内容を分担等されていますか。

事務局 決めているところと決めていないところがあります。

委員 決めていなければ、違う人が同じものを検索している可能性があるということですよ。それは意味がないことです。

会長 まだ始められたばかりなので、一度やってみているというのは分かります。ですが、今後は分担の方式をとるとか、パソコンを増やすなどした方が良いと思います。

委員 AIを使った方法があるのでは。

会長 4つの職場で1台のパソコンで行っているのですか。

事務局 それぞれ1人1台ずつパソコンが貸与されていますので、それを使っています。モニタリング専用のパソコンというわけではありません。

会長 同じものを検索するのは無駄がありますよね。

事務局 できるだけそれがないように、色んな掲示板やサイトを各職場で分けて、宝塚市の差別に関する文言で検索しています。ただ、2チャンネルや5チャンネルは関連していますので、同じような書き込みも沢山あります。それを一回集約した段階で、情報共有を図っています。

会長 その結果、月100件ほどあったということですね。では、この2条をどうしていくかということですね。

委員 第1条の内容のところ、「宝塚市及び宝塚市民」に関するところに限定していますが、それでは市内で起きたことすべてを網羅したとはならないのではないのでしょうか。例えば、市外に住んでいる宝塚市内在勤の方などは含まれないのですか。

会長 対象の「宝塚市及び宝塚市民」に関するところは、検索されるときにど

うしていますか。

事務局 検索する際に、「宝塚市」などの言葉を使って検索し、そこに引っ掛かるものをピックアップしています。もし、偶然他市の書き込みを見つけたら、情報提供をし合います。

委員 私も色々な情報を検索します。2チャンネルや5チャンネルに色々なスレッドたちますが、検索かけたら一気に文言がマーカーされるし、そんなに大変な作業ですか。もっとやってほしいと思います。定義は今広げないと、中々難しいと思います。

会長 皆さん、おそらく検索対象は「あらゆる人権」についてだと思っています。ただ、物理的にできるかが問題です。市は、現実的に今の体制では難しいということですね。

この審議会で出た意見はまとめて一旦持ち帰っていただき、次の審議会で回答をいただくというのはどうでしょう。実施していることを止めようとはいいませんが、これでいいのかどうか、全部の人権差別をモニタリングできないのか、本当に物理的に無理なのか検討していただきたい。

私たちの願いはお分かりだと思います。物理的に難しいということや阪神間の状況を踏まえて限定されたと思います。私は市のどこかに室を設けて、月8時間を4か所で行うということではなく、専門的に行うという体制を整えば可能になると思います。

事務局 私達もいろいろ考えた中で、本来ならばあらゆる人権に対してしなければいけないとは思いますが、先進自治体に教えてもらいながら進めているので、情報交換しながら行っています。今回皆様からたくさんのご意見を頂戴しましたので、今の部落差別と在留外国人の差別の2つのモニタリングを続けながら、検討する時間をいただいでよろしいでしょうか。

委員 先ほど2チャンネルや5チャンネルとありましたがサイトが限られているので、もっとSNSとかごく一般人が見るようなところも見られては。

事務局 先ほどは例示ですので、爆サイ、まちBBS、Yahoo ニュース、Yahoo 知恵袋、ツイッター、YouTube、フェイスブック等も見えています。しかし、市役所のパソコンには一定の制限があり、見られない部分もあります。

委員	<p>今重大なことを言ったと思います。市役所のパソコンは宝塚市に限らず、どこもアクセスの規制が厳しいのは分かります。市役所のパソコンから見えない先の変なものを業務時間中に見させないようにブロックがかかっているのですよね。だとしたら、その見えない先に起きている大変なことを見ずに、何をモニタリングしているのですか。例えば、学校の先生が性教育のことについて調べたいけどアクセスできないから、体育教師のパソコンをセキュリティ解除するなどして見れるようにしています。セキュリティ解除されているパソコンを用意するなどして見なければ、せっかくその限られた時間を費やして、お花畑見てもしょうがない。制限かかっているところの方が問題の書き込みが多い。</p>
委員	<p>宝塚市が男女共同参画推進条例を一部改正されるということで、パブコメも実施されていると思います。これについて賛成というパブコメを出しました。その時にこれが通れば、兵庫県初とお聞きしています。しかし、これに対して反対的なヘイト的なパブコメもあったと聞いている。パブコメの中に入っているのであれば、当然その表現を見られていると思いますが、違うところでこんな意見があれば SNS 等で広がる可能性がある。人権尊重を考えている会議の中で、抜けていく部分があるのはどうなのか。</p>
委員	<p>キーワードというのは、最初から最後まで固定されるわけではなく、やっていくうちに増えていくものです。一定のキーワードで検索するのではなく、広がっていき他のものも引っかかるようになるのが普通です。全ての人権課題をモニタリングするのですが、要綱の中のこれに限るという表現はやめて、とりあえずはこのキーワードから始めてこれからどんどん増やしていく考え方はいかがでしょうか。限定するのはまずいと思います。</p>
委員	<p>「まず」と付けるのはどうでしょう。</p>
委員	<p>例えば、性的マイノリティに対してもどんなキーワードでヒットするか最初は分からない部分もあると思うので、少しずつやりながら広めていくといいと思います。</p>
会長	<p>では、一旦要綱に関してはここまでにして、持ち帰って検討し直してください。これは要綱であり、理想を書いているわけではありません。実施するそのものを書いているからこのようになっていると思いますが、もう少し柔軟に考えていただいて、理想の形で目的を掲げて実施方法を考えて</p>

いくというのも有り得ると思います。検索の仕方をもっと勉強されながら工夫していき、将来的には広くできるような要綱でないと、ここでは了解出来ないと思います。

事務局 皆さまの思いを伺いまして、理解したつもりです。本市もまだ始めたばかりです。実は、最初パソコンの制限も外す方向でいたのですが、庁内の別回線を引き込む関係や、パソコンにかかる予算もとれておりません。年度当初に予算をとり、実施していくのが基本です。その予算もない中で、まずやってみようということで、今に至ります。制限も今後外して、宝塚市及び宝塚市民に関わる部分についてチェックしていきたいと思っています。まずスタートするにあたってこの2つに制限させていただきましたが、色んな差別があることは重々存じております。一旦持ち帰って、事務的な部分やどれほど対応できるかも他の仕事の兼ね合いがあるので、それらを踏まえながら中身を検討したいと思います。

委員 一旦持ち帰って検討という行政用語は、何を意味しているのですか。

事務局 今いただいた意見をどれだけ反映できるかということを考えるということです。

会長 我々の意見を聞き入れ、直せる部分は直していく、前向きに検討していただけるということですか。

事務局 出来る限りの取組をさせていただきたいと思います。

会長 物理的なことと予算化ですね。国の法律も出来て、これはやらなければならないことです。予算化はなんとかしていただきながら、検討をお願いします。次回の回答をお願いします。

では、他のことについてありますでしょうか。

委員 目的の1条のところ、「あわせて職員研修として活用する」とありますが、これは入れる必要はあるのでしょうか。モニタリングの目的は、差別事象の早期発見と拡散防止を図り、こういった差別をなくすことではないですか。

会長 多くの方も思ったと思いますが、なぜこのモニタリングの実施要綱に研

修が入っているのかと。第1条で目的とくっつけて、また第3条で大きく出てきます。どうでしょうか。

委員 私は、研修を入れた方がいいと思います。差別的なことについては、行政マンは一般市民よりも意識を高くもってもらう必要があります。中々広がっていかない現実もあるので、各職員が認識するためにも、そこを発信源にしていくことが大事だと思います。

会長 他にご意見ありますか。

委員 どんな問題でも職員が勉強して行政の仕事に活かすというのは、これに限らずすべての事業であることです。それを要綱の中で事業ごとに盛り込む必要があるのかという疑問です。研修の必要性は分かるが、ここに書かなければ職員は分からないのか。職員の側から見ても気持ちのいいものではないと思います。それよりもポイントは、差別事象の早期発見と拡散防止を図るのではだめですね。そういうことがないようにするために、モニタリングをするわけです。拡散防止なんていくらしても、一遍出てしまうと止められないものもある。「差別をなくす」ということを入れることがポイントではないでしょうか。

会長 職員研修はもちろん大事なことです。これが要綱の中で大きな柱の一つとして書かれている。書き方にもよるとは思いますが、1条の目的や3条にも入れるべきなのか。

委員 他の事業と比べて、具体的に物ができるとかそういうものではないですよ。市の職員が無視していても、ほっといても進んでいきます。私がいろんな職員と出会って話をしましたが、「え？」という考え方をする人も多いので、この問題に関してはどこかに研修を入れていただいた方がいいのでないかと思います。

会長 入れる必要もありますよね。これは他市もそうなっているのですか。

事務局 全てではないですが、伊丹市は入っています。そして、伊丹市も尼崎市も職員研修の一環として行っています。人権研修は、元は同和研修からスタートしています。行政職員として、そういった新しいインターネット差別についても、きちんと知識を得て自分が指導できる立場になるように自

覚を持ってほしいこともあり、研修に力を入れたいので、書き入れたという経緯です。

委員 検討部会のことについても関わってくるのですが、目的のインターネット上を限定するかは別として、差別のない社会にするような一文くらいを入れた方が、もう少し包括的な事業につながるのではないかと思います。研修のことは盛り込まれてもいいと思います。

会長 今出た意見も含めて、見直しをお願いします。他に1つ目の議題に対してご意見ありますか。

事務局 学校教育課です。先ほど「学校教育にはどう生かしていくか」というご質問がありましたが、モニタリングの内容につきましては、情報提供いただきたいと考えています。差別の状況や実態を把握しながら学んでいくのは、人権教育を進めていく上で基本になると思っております。中身を慎重に考えなければいけません、この内容を教員研修に活かしていけるのか、それを教材化して生徒一同への学ぶものにしていけるのか、学校教育にも人権教育の視点の一つとして活用していきたいと考えています。モニタリングの状況がまとまりましたら、並行して話を進めていきたいと思えます。

会長 教育委員会の方で、教育総合センターに情報の担当の部署がありますね。そこでこのモニタリングのようなことはされていますか。差別用語が出ているとか。

事務局 そういう形のもの、現在しておりません。

会長 仕事を増やさせたくはないですが、せつかくそういった部署があるなら良かったら協力をお願いします。

では、次の議題の「モニタリング事業検討部会について」を事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 説明

会長 検討部会について、ご意見ご質問をお願いします。

委員	構成員の「別表に掲げる職にあるものをもって充てます」とあり、人権平和室長と人権男女共同参画課長と人権平和室課長の3人ということですか。
事務局	検討部会の部会員は3人です。
委員	その3人で、各4か所から集まったものを検討するという理解でよろしいですか。
事務局	はい。
委員	検討部会で委員長とありますが、部会長ではないですか。何か意図があるのですか。
事務局	意図はないです。部会に委員を置いて、その委員の長なので、委員長としましたが、分かりやすく整理します。
会長	では、まず質問だけ受け入れます。
委員	なぜ委員は3人に限ったのですか。なぜ課長レベル以上なのか。対象を削除要請するかどうかを市役所の中でだけ判断するのか。もっと広く、例えば人権文化センターでもモニタリングしているのならモニタリングをしているセクションの人も呼ぶとか。また、一般市民代表の方を入れない理由はなんですか。
委員	今の質問に付け加えて、この市役所の中だけというのもそうなのですが、いわゆる部落差別とか在留外国人は、あきらかに当事者がいるわけです。当事者の視点を入れなくていいのですか。
委員	専門家からのご意見も必要だと思います。
会長	今意見出ていますのは、3名でいいのか、報告書を作る人も呼ぶ、それから市民の代表や当事者、専門家をいれるのはどうかということです。どうでしょうか。
事務局	次の議案にも関わってきますが、モニタリングの削除基準を設けており

まして、それに沿ったかたちで検討していくこととなります。その部分については、重要な事案を除いては、この3名で実施しようと思っております。中には、どうしても専門家の意見や当事者のご意見も聞かないといけない案件につきましては、構成の(3)(4)に該当するところで対応しようと思っております。

会長 基準に沿って行い、それプラス重要な時や必要と認めた時は対応するということですね。

委員 何かの時は地域の方や外部の専門の方を呼べるのは分かるのですが、その方の意見を聞くだけで、その方が1票持っているわけではないですよ。意思決定には関われないですよ。今のやり方でどうやって市が決めるのですか。

会長 その方の参考意見を聞くだけで、3人で決められるという解釈でよろしいですか。もともと委員に専門的な方を入れるかどうか。

事務局 おっしゃっているとおり、意見を拝聴して、その意見を尊重して考えていきたいと思っておりますけれども、今のところは3人で決める形になっております。ただ、今後また新たな委員を増やす余地は残しておりますが、まずはこの3人で行っていききたいのと、必要に応じて意見を頂戴したいと思っております。

委員 入れない理由というのは、予算の問題ですか。

事務局 予算の問題や、どんな頻度で開催するかの日程の問題もあります。予算がないこともないですが。

委員 ないわけでもないのであれば、例えば最初から委員に入ってもらえたら安心じゃないですか。そんな大事なことは、最初から入っていただいた方がいいのではないかと。このテーマについて色んなことによくご存知ですし、安心だと思います。

委員 この事業全体のことに関わると思います。単に今あるインターネット上の差別をなくすというのではなく、書き込みはいけないという意識をもつ社会、宝塚市にしておくことがめざすべきものだと思うので、もう少し市政

に活かすという視点がこの検討部会にもあった方がいいと思うのです。例えば内部の方に限られるにしても、教育系の方を入れるとか。実態を把握して、どんなふうに関わるとか活かせるとか。やはり3人というのは、「あなたどう思う？あなたは？」と言ってそれだけで終わってしまう。単純な話、人数が多い方が検討できるのではないか。市政に活かしていこうという姿勢が見えず、折角やっけてもやっけていってしまうのはもったいないです。

委員 モニタリングした結果、検討はどれくらいの感覚で実施しますか。半年、1年は意味ないですね。頻繁にやらなくてはいけないですから、どれくらいを考えていますか。

事務局 原則月1回は実施しようと思います。緊急要するときは、状況を見ながらになります。

会長 原則月1回。緊急の場合はその都度すると。

委員 ひと月も待たずにするケースもあるのですね。ひと月たってもどうするか悩んだものには、もう少し人を拡大するなど対応しては。

委員 これはモニタリングした結果についての扱いですよ。例えば市民から「こんな掲示を見つけた。なんとかせいや。」とアピールがあったら、受け付けるのはここですか。この委員会は、市がモニタリングしたもののみを扱うのですか。

事務局 もちろんそういう部分も受け付けます。

会長 どこかに書いてありましたか？

事務局 第2条の第2項のところで、通報等により情報を入手した場合は随時モニタリングを実施するとしています。一度確認し、上がってきた結果について、同じように検討部会の中で判断していくという形になります。

先ほどの話をもう一度戻しますが、実施要綱の第3条 モニタリングを活用した職員研修についてです。ここを例えば、障害者施策を活用した職員研修、子育て支援育成を活用した職員研修など、他の課題に置き換えた

時に何か違和感があるなと思いました。それをきちっとできるように職員研修するのなら分かるけど、それを活用した職員研修となるとどうでしょうか。やる中で学びになることは分かりますが。

事務局

もともと職員研修を実施すると決めましたのも、実際にインターネット上でもモニタリングも多いので、職員に正しい理解をしていただきたいからです。また、我々の部署の職員だけではモニタリングをしていても時間が限られていますので、職員が帰宅した際にネットを見ている際に、こういった書き込みがあれば、情報提供していただきたいという思いもありました。

委員

まちづくり促進委員会に関連して、協働の指針を作った中に職員の意識改革があり、その一環として職員研修がある。宝塚市には、職員研修を括った規定みたいなものはないですか。

事務局

研修は、全部計画を作っています。年間どういう計画に基づいて、どういった研修をやるのかというのは定めています。今研修のところはテーマになっていますが、確かに違和感を持たれるのも分かります。しかし、やはりこの人権問題、特に部落差別問題はじめ人権の基本方針の部分というのは、行政職員として基本のレベルを上げたいと思っていただけたらありがたい。もう一度この辺りを職員は全員が意識する。まさに意識改革の部分になるかと思えます。そこをしっかりとやりたいという思いがあって、わざわざ入れさせていただきました。確かに他との不整合がありますが、モニタリングは個人の情報を処理するという点で、職員に関わってもらわないといけません。こういった位置づけをしていくことは、やはり必要なのかと思えます。ここに書いていなくてもやるのですが、職員にはよく理解してほしいという思いも込めて入れさせていただきました。ご理解していただければと思います。

会長

今事務局より話がありましたように、研修は色々行っているが、人権に関してはここに書くことによって、意識を広げていきたいということだそうです。

委員

研修計画の中にはこのモニタリングを活用した職員研修が入っていますか。

事務局	<p>人権問題職場研修というものが定められて、その中の一環として組み込まれる形になります。</p>
委員	<p>思いは分かりますけれども、ここに書かなければいけない状態というのは情けないと思いませんか。皆さん当然、人権のことを思って市の職務を全うすべきなのに、わざわざここに入れなければいけない現状が情けないと思われませんか。</p>
事務局	<p>本当に反省しなければいけないこととっております。だからこそ、もう一度このところは、しっかりやり直さなければいけないと感じています。行政職員として一般市民の方以上に意識を高めていきたいと思えます。</p>
委員	<p>ここに書いてほしいことではありませんが、他の事業でも数値目標がないといけなく言っています。性的マイノリティについては、2年間で全職員が研修を受けなければいけないという目標のもとに動いた結果、到底全職員には達しないという現状です。このモニタリング事業については、対象はどこまで、研修を受けてもらいたい人はどれくらいの数ですか。ここに入れるからには、そのくらいの数値目標を持っていただきたい。今どんな見通しですか。</p>
事務局	<p>今現在行っている人権問題職場研修は、1つの部に大体100人位いる職員を12～15人程の班に分けて、各班で研修を年2回しております。その中に研修を進めるリーダーがいるので、まずはそのリーダーに研修へ参加して欲しいと考えています。ただ、全リーダー分のパソコンや部屋、時間の問題もあります。また、このモニタリングだけを人権の研修とは捉えていませんので、1年で全職員が受講するというのは、物理的に無理だと思えます。しかし部落差別の問題については、これ以外にも地元の方との交流学习会等でフォローして、職員の人権意識を高める取組をしています。機械が人数分用意できないからといって、職員自身の携帯電話を使って行うことは中々難しいです。できるだけ機械と回線を用意する必要があり、回線も別に引かなくてははいけません。財政の都合もあるので、その辺も踏まえながら取組んでいきたいと思えます。中々数字で何人と示すのは難しいのですが、少なくともリーダーを対象に研修を実施していく予定です。</p>
会長	<p>時間の制約もありますので、この部会については以上とします。先ほど</p>

の要綱も踏まえて、部員は3名で良いのか、外部から呼ぶ方法や頻度など、検討してください。最後削除要請について、事務局から説明をお願いします。

事務局

説明

会長

ここに出ているのは、2つの基準だけです。これについてだけ、どう変えていくかご意見をお願いします。

委員

ヘイトスピーチの方からですが、少し違和感があります。私は国の基準について知りませんが、この基準は路上で公然と行われた時の処置ではないですか。インターネットの中で公然とではなくても、やりとりしたものは全部ピックアップするのですよね。例えば、①と②の「公然と」や「皆殺しにしろ」などは、マイクで喋っている言葉であり、ネット上の話ではないのではないか。

部落差別の方は、具体例がなぜないのか。

委員

ヘイトスピーチの方ですが、①②③とも初めの「」は、いらないのではないか。私も「公然と」はインターネット上とは違うので、別の表現がいいと思います。

部落差別の方は、分かりづらいです。①のところは、「不特定多数」の言葉が含まれていない。特定だけではなく、不特定もあり得ると思います。③の・で例が挙げられていますが、そこに個人があまり出てこない。この部落差別の基準を読んでどれほどが分かるのかという感想です。

委員

ヘイトスピーチの方ですが、ここに上がっている言葉がキーワードとなっていると思います。部落差別の方は、ここに地名などを書くわけでもないと思いますが、どういうキーワードで検索されるのか。

外国から来ている方が多い地名が関わってくることも多いと思います。ヘイトスピーチの方と部落差別の方で、内容的に関係している部分が大きいですが、判断基準が別々で絡んでいないように見えます。

事務局

判断基準をだれが見ても分かりやすくした方がいいということですか。

委員

私もヘイトスピーチと部落差別の判断基準は似ると思います。部落差別は地名や個人を特定するところが引っ掛かるので、そこはちゃんとあげた

方がいい。この①②③の違いが分かりづらい。

事務局 例えば、①の権利侵害情報でしたら、「宝塚の〇〇は△△出身者だ」

委員 それは③ですね。これに分けて例を書くのは難しい。ヘイトスピーチの宝塚市の基準を作ることが本当は大事ですよ。ただ、どこもそんなことはやっていないですよ。

会長 今部会の3名がいらっしゃるわけですよ。やりながら基準も詳しくされていくことも大事だと思います。具体的な事やキーワードを入れていく。これでいいとかではなく、これを起案にしていいものを作っていきと思えます。専門家の方から個々に意見を聞いてもいいし、参考にしてやりながら作っていきましょう。

委員 ネットで検索して削除要請するのに、ヘイトスピーチは入るのか。例えば、宝塚駅で「朝鮮人出て行け」のようなヘイトスピーチは宝塚市で起きた事案として、場所が宝塚だから取り締まるのか。場所はネット上ということですよ。ネットでその発言をする際に、「宝塚から出て行け」のように、宝塚と入ってなければ、引っかからないし、モニタリングしないということですか。

事務局 対象には宝塚市及び宝塚市民に関するものでなければなりません。

委員 それでは件数が減りますよね。

会長 はい。時間の都合で、今日のところはモニタリングについては、ここまでにします。たくさん意見が出ていますので、より良い方向でやっていただけたらと思います。

その他の議題のところ、前回の審議会でも出ました件でお聞きしたいことがあります。一つは、中学2年生の女子生徒がマンションから飛び降り、亡くなるという悲劇がありました。第三者委員会が即座に設置され、報告書が市教育委員会に提出されました。前回の審議会の際、教育委員会の方は進展があれば報告されるとのことでした。その後起こったことを教えていただけたらと思います。私たちは新聞以外で知る方法がない。それ以上のことが分かりませんので、分かる範囲で事務局の方からご説明をお願いします。

事務局

この事案が起きてから2年が過ぎております。今年の7月23日に報告があり、その後は第三者委員会で改訂作業を行い、10月1日に改訂版をいただいております。その改訂版について、ご遺族との調整を図り意向も踏まえて、公表に向けての取組を進めているところです。その間、新聞報道等もありましたが、新聞は一部分のみを取り上げているとお思ってください。今はまだご遺族との調整の段階ですので、内容についてのお話は差し控えさせていただきます。その答申について、ご遺族の了解が得られれば、市長に報告し、教育委員会として公表に向けて責任を持って進めていきたいと思っております。調整がつかない場合は、ご遺族が答申書に対しての意見をつけることができます。市長に報告する際、答申に添付し、市長に判断をゆだねる形になります。市長が再調査をすると判断した場合は、市長部局で再調査をすることになります。公表については、その際に改めてご遺族と調整をします。

会長

ありがとうございます。今の件は皆さん、よろしいでしょうか。

それでは2点目なのですが、前回の審議会で委員から中学校の性的マイノリティの職員研修で、参加教師の一人が他の先生を巻き込んで、研修を受講する態度ではなかったという報告がありました。前回は時間がなく、また教育委員会も初めてお聞きしたことだったと思っております。どういった状況だったのかお調べになったと思っておりますし、その結果をお伺いしたい。大事なことは性的マイノリティに対して、学校でどんな取り組みがなされているか。教育委員会の取組や職員への研修状況、あるいは各学校・園での具体的な取組、相談体制など。また具体的に言うと、制服や体操服の選択基準、トイレがどうなっているのか。体育や水泳、健康診断及び更衣の配慮等についてもお伺いしたいです。

事務局

教育委員会です。前回の審議会後、すぐに当該中学校へ行き確認しました。教頭は、教師の態度について認識をしていなかったとのことでしたが、「非常に残念で、申し訳なく思っています。今後学校の方でしっかりと取り組んでいきます。」とのことでした。後日、校長に対し、学校としてしっかりと研修を行い、性的マイノリティの取組も行うよう指導しました。非常に熱心に取り組んでいる教師もおり、頑張っている学校の一つと思っていたのですが、中には意識の低い教師がいたことについては、教育委員会も大変遺憾に思っております。教育委員会として、しっかりこの問題を受け止め、今後の取組に活かしていきたいと思っております。具体的には、

実態を把握するために各校の取組についてアンケートを行いました。研修に関しても今年度は、全体研修の中で性的マイノリティの研修を行い、夏休み期間の研修ということもあり、97名の教員が参加しました。そして、男女共生教育の担当者の部会でも研修会を実施しました。小中合わせて36校ありますので、各校1名ずつ、その他興味のある教師も参加し、50名ほどの参加がありました。また、委員会の取組としては、じんけん講座Ⅱの中で、平日の午前中に市民や保護者対象の講座を行いました。来年度は、さらにこの研修の内容を深め、回数を増やしていくことを検討しています。続きまして、各学校・園での取組のアンケートの結果を報告してもよろしいでしょうか。

会長 時間がありませんので、次回そのアンケートを集約したものを紙でいただけますか。

委員 教頭が認識していなかったのは分かりましたが、実際に教師に事実確認をしたのか。また、自分が講師に対して不適切な態度をとったという認識はあるのか。

教育委員会 そこまでは、教育委員会は把握しておりません。学校の方でしっかり指導し、今後気をつけると伺っています。

委員 では、どういった指導をされたのですか。ここが分からないと、何も解決しませんよ。

会長 現場の教師がどんな認識を持っているかが分からないと、意味がないと思います。そのままだと勝手な思い違いになってしまいます。そんな失礼なこと許せません。謝罪していただかないと。これからこうします、と宣言してもらわないと。もう一度確認された方がいいと思います。この学校のためにも、この先生のためにも。次回、また報告をお願いします。

委員 前回の第1回の審議会の際に、県からもモニタリングをした結果、部落差別とヘイトスピーチについて2件ずつ報告があったとお聞きしました。その後、どう対処されたか。削除されたのか。8月以降の件からの報告もあわせてお願いします。

事務局 8月は在留外国人に関するものが5件、部落差別に関するものが1件で

す。9月はなく、10月に在留外国人に関するものが1件ありました。これに対する削除要請につきましては、本日審議いただいた実施要項が決まってから、検討部会でどう対応するか行う予定でしたので、委員には報告はしておりますが、削除要請などの対応は出来ておりません。12月各部署で行っているモニタリングの結果と併せて、県の方も対応を考えていきたいと思えます。

会長 一つ質問です。人権侵害があったご本人には報告されたのですか。

事務局 特定できる分については、報告します。

会長 教えなきゃだめですね。伝え方が大切ですよね。

事務局 削除の要請については、ご本人が訴訟される場合などは勝手にできませんので、やりとりをしながら協力していきたいと思えます。

会長 要綱の中に書いてありましたか。書いていなければ、また補足してください。最後、事務局から事務連絡があればお願いします。

事務局 次回の審議会は、3月20日（水）10時から、特別会議室で開催させていただきます。年度末のお忙しい時期ですが、ご出席をよろしく願います。

会長 では、以上で第2回目の審議会を終了させていただきます。長い時間ありがとうございました。

